

川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市下水道条例施行規則 昭和36年6月27日規則第50号</p> <p>川崎市下水道条例施行規則 (占用料の算定方法)</p> <p>第5条 占用料の算定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 占用の期間が1月未満のものは1月とする。</p> <p>(2) 市長の許可を受けて占用の期間及び目的を変更したときは、次の区分により前号の規定を適用する。</p> <p>ア 占用の期間を短縮したときは、その短縮した期間による。</p> <p>イ 占用の期間を延長したときは、延長した期間は新たな占用とみなす。</p> <p>ウ 占用の目的を変更したときは、その翌月分から、新たに占用料を計算する。</p> <p><u><削除></u></p> <p>(3) 用水路敷の管理上の都合により、市長が占用の許可の全部又は一部を取り消したときは、第1号の規定にかかわらずその占用の実日数により日割計算をする。</p>	<p>○川崎市下水道条例施行規則 昭和36年6月27日規則第50号</p> <p>川崎市下水道条例施行規則 (占用料の算定方法)</p> <p>第5条 占用料の算定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 占用の期間が1月未満のものは1月とする。</p> <p>(2) 市長の許可を受けて占用の期間及び目的を変更したときは、次の区分により前号の規定を適用する。</p> <p>ア 占用の期間を短縮したときは、その短縮した期間による。</p> <p>イ 占用の期間を延長したときは、延長した期間は新たな占用とみなす。</p> <p>ウ 占用の目的を変更したときは、その翌月分から、新たに占用料を計算する。</p> <p>(3) <u>占用の面積が1平方メートルに満たない端数は、これを1平方メートルに切り上げて計算する。</u></p> <p>(4) 用水路敷の管理上の都合により、市長が占用の許可の全部又は一部を取り消したときは、第1号の規定にかかわらずその占用の実日数により日割計算をする。</p>